

空家等の適正な管理の推進に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と公益社団法人大分市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、空家等が管理不全な状態になることの防止及び管理不全な状態を改善するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家等が管理不全となることを未然に防止するとともに管理不全となった空家等の状態を改善することにより良好な居住環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- （2）管理不全な状態 著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態をいう。
- （3）所有者等 空家等を所有し、又は正当な権限に基づき管理する者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、次の業務を行う。

- （1）空家等の所有者等から管理業務の相談を受けた場合は、乙の業務を紹介するものとする。
- （2）広報、市のホームページその他の方法により、乙が行う空家等管理業務をPRするものとする。

（乙が行う業務）

第4条 乙は、空家等の所有者等と契約し、次の業務を行う。

- （1）空家等の見回り（目視点検）
- （2）敷地内の草刈り、除草及び清掃

（3）樹木の伐採、剪定

（4）その他、所有者等の要望による一般管理

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも解除の申し出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

2 期間途中で協定を解除する場合は、解除の1か月前までに申し出を行うものとする。

（秘密の保持）

第6条 乙及び乙の会員は、第4条に規定する業務を通じて知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名・押印のうえ各一通を保有する。

平成27年9月30日

甲 大分市

大分市長

佐藤樹一郎

乙 大分市金池南三丁目2番3号

公益社団法人 大分市シルバー人材センター

理事長

久渡晃